

令和 3 年第 2 回臨時会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：令和 3 年 4 月 23 日（金）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

## 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 令和３年４月２３日（金曜日） 午前１１時０９分～午後０時２３分

会 場： 大仙市役所 ３階 第１委員会室

---

### 出席委員（７人）

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 後 藤 健   | 副委員長 | 挽 野 利 恵 |
| 委 員 | 古 谷 武 美 | 委 員  | 佐 藤 文 子 |
| 委 員 | 小 松 栄 治 | 委 員  | 渡 邊 秀 俊 |
| 委 員 | 金 谷 道 男 |      |         |

---

### 欠席委員（０人）

---

### 遅刻委員（０人）

---

### 説明のため出席した者

#### 【総務部】

部長：舩谷祐幸  
財政課長：鎌田篤史  
財産活用課長：高橋 学  
総合防災課長：佐藤 大

#### 【市民部】

部長：和田義基  
市民課長：高橋直美  
生活環境課長：稲田智文  
税務課長：伊藤 敬

---

### 議会事務局職員出席者

事務局主任 藤澤正信

---

## 審議案件

- 第1 報告第2号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）
  - 第2 報告第4号 専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号））
  - 第3 議案第58号 令和3年度大仙市一般会計補正予算（第1号）
- 

午前11時9分 開会

○委員長（後藤健） おはようございます。

委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元の審査日程表のとおり審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局から挨拶をいただきます。

和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） どうもおはようございます。市民部長の和田でございます。2年目になりますけれども、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

挨拶させていただく前に、本日、新年度最初の委員会でありますので、4月の定期人事異動で、市民部でも5課中3課の課長が代わっておりますので、留任の課長も含めまして本年度の市民部の課長を改めて紹介させていただきます。

はじめに、新任の課長を紹介いたします。

保険年金課長の俵谷憲郎でございます。学校給食センター所長からの異動です。

次に、税務課長の伊藤敬でございます。同じ市民部内の生活環境課長からの異動です。

次に、生活環境課長の稲田智文でございます。生活環境課参事からの昇格でございます。

次に、今回留任の課長を紹介いたします。いずれも2年目となります。

最初に、債権管理課長の山本聡でございます。

最後になりますが、紅一点であります、市民課長の高橋直美でございます。

以上、5名の課長が中心となりまして本年度の市民部をけん引してまいりますので、引き続きご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

コロナ対策で、会議も少人数でという指示が出ておりますので、本日案件のない課長はここで退席させていただきます。

（当局職員が一部退席）

○市民部長（和田義基） また、本日、説明補助員として出席しております職員につきましては、各課長が説明の前にご紹介いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、一言ご挨拶申し上げます。

まず、新型コロナウイルスにつきましては、依然として感染拡大しておりまして、いわゆる「まん防」が10都府県で適用されておりまして、この25日からは3度目となる緊急事態宣言が東京・大阪をはじめ4都府県に発せられるというようなことのようにです。

大仙保健所管内でも、4月に入り感染者が立て続けに出ております。その数はゆうに30人を超えておりまして、クラスターも発生するなど、感染症が身近なところで起きており、これまで以上にしっかりとした感染予防対策とその意識の徹底が必要であると考えております。

こうした状況で、いろいろな制限が求められる中ではありますが、本委員会を開催しご審議いただくことに対しまして、誠にありがとうございます。

さて、今次臨時会の本委員会でご審議をお願いいたします市民部所管の案件は、専決報告2件と補正予算案1件であります。

専決報告につきましては、去る3月31日付で専決処分させていただきました、国の税制改正に伴います「大仙市税条例等の一部を改正する条例（案）」と、昨年10月臨時議会で補正計上させていただきました、2月末までの事業期間として実施しました、令和2年度のマイナンバー普及促進事業の事業費及び財源の確定と、それから令和2年度の広域市町村組合環境事業費負担金の金額が確定したことに伴います歳出予算の減額補正と、一部財源振替を行った令和2年度一般会計補正予算案の2件であります。

それから、補正予算案につきましては、本年度において新型コロナ感染症経済対策の一環として、地元商業の支援と併せてマイナンバーカードのさらなる普及を目的として、地方創生臨時交付金を財源といたしまして、昨年引き続き実施する予定であります、

マイナンバーカード普及促進事業の追加補正をお願いする、令和３年度一般会計補正予算（案）であります。

内容につきましてはこの後、担当課長より説明させていただきますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査をいたします。説明は座ったままで結構です。

---

○委員長（後藤健） それでは、報告第２号「専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤敬） 改めまして、税務課長の伊藤です。よろしくお願いいたします。

ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課資産税班班長の小松参事です。次に、市民税班班長の佐藤参事です。最後に、資産税班の大釜主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座ってご説明させていただきます。

資料ナンバー１、議案書１ページをご覧ください。報告第２号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の「専決処分報告について」でございます。

次に、２ページをご覧ください。専決第１５号「専決処分書」でございます。

次に、３ページから１１ページでございますが、大仙市条例第１９号「大仙市税条例等の一部を改正する条例」を令和３年３月３１日に公布しております。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和３年３月３１日に公布され、一部を除き令和３年４月１日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第３項の規定により議会に報告し承認をお願いするものでございます。

いずれの改正も、「令和３年度税制改正大綱」に基づくものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただきます。主な改正要旨について説明させていただきますのでご了承願います。

最初に、市民税に係る主な改正内容についてであります。

一つ目は、特定一般用医薬品等に係る医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の関係であります。特定一般用医薬品等とは、医師が処方する医薬品の成分を用いて一般の医薬品に転用された医薬品であります。これらの購入費につきましては一定の範囲で特例として医療費控除を受けることができます。この特例措置を令和9年度まで5年間延長するものでございます。

二つ目は、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン減税の関係であります。消費税率10パーセント引き上げに伴う反動減対策として、住宅借入金等特別控除の控除期間を10年から13年に延長する特例が設けられております。この特例を受けるためには、令和2年12月31日までに住宅に入居する必要がございますが、新型コロナウイルス感染症などを理由に、この入居期間内に入居できなかった場合は、令和3年12月31日まで1年、適用期間が延長されるコロナ特例が設けられております。

本改正では、これらの特例措置を令和4年12月31日の入居まで1年延長するものであります。

次に、軽自動車税に係る主な改正内容についてであります。

一つ目は、軽自動車を取得した際に課する環境性能割、従前の取得税のことですけれども、この関係であります。環境性能割の1パーセントから3パーセントまでの税率のうち、3パーセントの税率を2パーセントに軽減する措置が講じられております。さらに、令和元年10月に消費税の税率を10パーセントに引き上げた際の反動減対策として、1パーセントの税率を非課税に、2パーセントの税率を1パーセントにそれぞれ軽減する特例措置が令和3年3月31日まで取られておりました。これを9カ月延長し、令和3年12月31日までの取得を対象とするものであります。

二つ目は、毎年課する種別割、従前の軽自動車税の関係であります。初回車両番号指定、新車登録を受けた車両は、環境性能に応じて翌年度に税額を減額する措置、グリーン課税特例を講じておりますが、この特例措置に関し、ガソリン軽自動車については営業用の乗用車に限定するほか、燃費目標基準の切り替えなど内容を見直した上で2年延長し、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に新車登録を受けたものを令和4年度及び令和5年度で軽減するものであります。

次に、固定資産税に係る改正内容についてであります。主に評価替えに関するものとなっております。

一つ目は、令和３年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和４年度及び令和５年度の２年度は、固定資産の価格を据え置きますが、地価が下落した場合に固定資産の価格を修正して課税標準とすることができる特例措置が講じられております。これを３年延長し、令和５年度まで継続するものであります。

二つ目は、固定資産税の評価替えにおきまして、宅地等の土地及び農地に係る固定資産税の急激な負担増を調整するための特例措置が講じられておりますが、これを３年延長し令和５年度まで継続した上で、令和３年度に限りましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じるものであります。

以上のほか、税制改正に伴う所要の条文等の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除いて令和３年４月１日から施行するものであります。

以上、ご説明いたしましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、どうぞ、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 軽自動車税の電気自動車の方は、税率が非常に安くなるということなので４年、５年の税額がこういうふうに下げられるようなんですけれども、現状、電気の軽自動車、ガソリン軽自動車。電気自動車っていうのはどれぐらいこの、年間、新車登録をお取りしたやつで、電気自動車はそのうちどれぐらいの、市内でもいるんでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○税務課長（伊藤敬） はい、電気の軽自動車の市内での登録ですけれども、現在、登録されているものはございません。０台です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、ほかに質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健）　ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健）　続きまして、報告第４号「専決処分報告について（令和２年度大仙市一般会計補正予算（第２１号））」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美）　改めまして、市民課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席の市民課職員をご紹介します。市民班の佐藤主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第４号、令和２年度大仙市一般会計補正予算（第２１号）の専決処分報告のうち、市民課関連予算につきましてご説明いたします。

はじめに、資料ナンバー２、令和２年度大仙市補正予算〔３月専決〕の１３ページをお開き願います。

歳入、１６款２項１目２節、戸籍住民基本台帳費補助金につきまして１１８万２千円の増額補正であります。

これは、県を通した国からの「個人番号カード交付事務費補助金」の額が確定したことから、今般、追加で補正したものでございます。

次に１６ページをお開き願います。

歳出、２款３項１目５３事業、マイナンバーカード普及促進事業費（新型コロナウイルス対策）につきまして７２９万３千円を減額補正し、補正後の額を７，７７８万８千円としたものでございます。

この事業は、マイナンバーカードの普及促進を図ることを目的に、令和２年１２月１日においてマイナンバーカードを保有している方、ならびに令和３年２月２８日までに新規にカードを取得された方に、３月までを使用期間とする３千円分の地域商品券を給付し、消費拡大による市内経済の活性化に努めたものでございます。

今般の補正は、２万４千人への商品券給付の予算に対しまして、２月末までの給付者数が２万１，５６９人であったことから、７２９万３千円を減額するものでございます。

なお、財源についてであります。当初は全額、新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金を財源としておりましたが、先ほどご説明しました「個人番号カード交付事務費補助金」の額が確定したことから、本事業に充当したほか、地方創生臨時交付金の充当要件が年度内完了とされたことから、４月１日以降に換金される商品券については一般財源となるため、３月末時点での未換金額が一般財源となるよう財源振替を行

っております。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 次に、稲田生活環境課長。

○生活環境課長（稲田智文） 改めまして、生活環境課長の稲田です。よろしくお願いいたします。

説明の前に、本日出席の職員をご紹介します。廃棄物班班長、煙山副主幹でございます。

それでは、報告第4号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号）のうち、生活環境課所管分についてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー2、令和2年度大仙市補正予算〔3月専決〕の18ページをお願いいたします。

4款2項1目54事業、大曲仙北広域市町村圏組合環境事業負担金につきましては、2,145万8千円の減額補正し、補正後の額を7億8,548万1千円としたものがあります。これは、廃棄物処理施設の運営費及び人件費などの実績見込み等による減額であり、大曲仙北広域市町村圏組合2月定例会において議決されたことに伴い、当市負担金について専決処分による減額補正を行ったものであります。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） マイナンバーカード、発行された方への商品券の実際の利用状況を教えてください。4月入ってから換金請求すると一般財源になるというふうなお話だったんですけれども、それもトータルして、お渡しした商品券のうち実際どれぐらい消費していただいたのか教えてください。

○委員長（後藤健） はい、高橋課長。

○市民課長（高橋直美） 挽野委員のご質問にお答えいたします。

3月末までの換金状況でございますけれども、6,470万7千円分の配付に対しまして、4,780万3千円の換金でございましたので、約74パーセントほどの換金率となっております。

その後ですね、4月の支払いになるものでございますが、今現在、請求来ておるもので、4月中に支払うこととなっているものが1,361万4千円ほど予定しておりますので、だいたいまず95パーセントほど換金っていいですか、使用されているといった

状況でございます。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については、後ほど総務部と一括して行うことといたします。

---

○委員長（後藤健） 続きまして、議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。当局の説明を求めます。高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 議案第５８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、市民課所管分につきましてご説明いたします。

資料は、資料ナンバー３、令和３年度大仙市補正予算〔４月補正〕の１１ページと、資料ナンバー３－１、主な事業の説明書の７ページとなりますが、説明につきましては、事業説明書の方でご説明させていただきます。

それでは、主な事業の説明書の７ページをお願いいたします。

２款３項１目５３事業、マイナンバーカード普及促進事業費（新型コロナウイルス対策）について、６，５８９万５千円の補正でございます。

本事業は、マイナンバーカードを取得する市民に地域商品券を給付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の店舗等での消費拡大を促進するとともに、マイナンバーカードの普及促進につなげることを目的としており、マイナンバーカードの交付率５０パーセントを目標としております。

２の「これまでの実績と成果」でございますが、昨年度の実施期間であります令和２年１１月から令和３年２月までの４カ月間で、マイナンバーカードの申請件数は１万２，０６１件、交付件数は９，６２４件あり、申請率が１５．３ポイント、交付率が１２．３ポイント向上しております。また、２月末時点での交付率は２８．４パーセントでございましたが、３月末には３１．５パーセントとなりまして、昨年度の目標としておりました３０パーセントを達成し、県内１３市中では、秋田市と並んで交付率は１位となったところでございます。

３の「問題と課題」といたしましては、申請しやすい体制づくりに加え、マイナンバーカードの利活用の幅を広げることが課題と捉えております。

４の「今後の方向性と令和３年度事業の概要」でございますが、本年度は、令和３年６月１日を基準日として、６月１日に大仙市の住民基本台帳に記録されていてマイナンバーカードを保有する方、ならびに令和３年６月２日から１２月２８日までの間に大仙市からマイナンバーカードの交付を受けた方を対象に、１人当たり３千円分の地域商品

券を給付いたします。ただし、昨年度、本事業により地域商品券の給付を受けた方については除外させていただくこととしております。

また、事業の周知につきましては、6月1日号の広報と一緒に全戸チラシを配布するほか、市のホームページに掲載し、事業を周知いたします。給付方法につきましては、前回同様、2通りの方法で給付いたします。①の対象者、既にマイナンバーカードを保有する方で、昨年度、地域商品券の給付を受けていない方には、簡易書留により商品券を郵送させていただきます。また、②の対象者、6月2日以降にマイナンバーカードの交付を受ける方には、マイナンバーカードの交付の際に一緒に商品券を給付いたします。給付期間は令和3年12月28日までとし、商品券の使用期間は令和4年1月31日までとしております。補正額の内訳でございますが、目標としておりますマイナンバーカードの交付率50パーセントに合わせ、人口の約50パーセントに当たる3万9,500人から、昨年度、既に給付を受けた方を除いた約1万8,000人を給付対象者と見込み、給付費5,400万円、商品券の印刷代や郵便料等の事務費として1,189万5千円の合計6,589万5千円の補正をお願いするものでございます。

なお、財源は全額、新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金を充当する予定となっております。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については、後ほど総務部と一括して行うことといたします。

ここで、説明員の交代のため、暫時休憩いたします。再開は説明員の交代後、お願いいたします。

---

（休憩 午前11時34分）

（再開 午前11時36分）

---

○委員長（後藤健） 準備が整いましたので、これより審査を再開いたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をいただきます。舩谷総務部長、お願いいたします。

○総務部長（舩谷祐幸） 委員の皆さまにおかれましては、日頃より総務部所管の事務事業につきまして、ご指導、ご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、年度始めに当たりまして、この場をお借りして、総務部の課長を紹介させていただきます。

新任の、総務部次長兼総務課長の伊藤公晃です。

同じく新任の、秘書課長の熊木雄一です。

同じく新任の、財政課長の鎌田篤史です。

財産活用課長の高橋学です。

新任の、契約検査課長の高橋晃太郎です。

総合防災課長の佐藤大です。

今年度新設した D <sup>ディーエックス</sup> X 推進課長の小松大です。

どうかよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の総務民生常任委員会におきましてご審議をお願いいたします総務部所管の案件は令和２年度一般会計補正予算に係る専決処分報告１件及び令和３年度一般会計補正予算案１件の計２件であります。内容につきまして、この後、担当課長よりご説明させていただきますので、委員の皆さまにおかれましてはよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

（当局職員が一部退席）

---

○委員長（後藤健） それでは、報告第４号、専決処分報告について（令和２年度大仙市一般会計補正予算（第２１号））を再び議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、鎌田財政課長。

○財政課長（鎌田篤史） 財政課の鎌田です。本年度もよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、同席しております財政課の職員を紹介いたします。財政班班長の加藤主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。

報告第４号、令和２年度大仙市一般会計補正予算（第２１号）の専決処分報告における財政課所管予算につきまして説明申し上げます。

はじめに、歳入予算について説明をいたします。

資料、総務民生常任委員会説明資料の１ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

歳入につきましては、各譲与税、交付金等の一般財源について、３月末中にそれぞれ交付決定があったことから、これに合わせ補正を行ったものであります。

資料、２款、地方譲与税から、１０款、地方特例交付金まで、それから１２款の交通安全対策特別交付金につきましては、国の地方財政計画の伸び率等に基づき予算を計上

しておりましたが、最終的な交付決定を受け、資料記載のとおり過不足をそれぞれ補正したものであります。

11 款、地方交付税のうち普通交付税につきましては1, 142 万 9 千円の補正であります。未計上額が5 億 5, 106 万 2 千円ございます。こちらにつきましては3 年度への繰越金となるもので、今後の補正の財源となるというものでございます。

特別交付税は、7, 547 万 9 千円の補正であり、令和2 年度に交付された全額を計上したこととなります。昨年度は豪雪であったことから、過去最高となる17 億 3 千万円の除雪対策費を計上しております。特別交付税につきましては、排除雪に要する経費が算定されることから、市独自の事業の特殊事情を含め、20 億円を超える交付額を要望しておりましたが、交付決定額は対前年度比4, 177 万 6 千円増の18 億 5, 343 万 9 千円にとどまっております。

しかしながら、除雪対策費に係る臨時補助金が約2 億円追加交付されていることから、豪雪に対する国の一定の支援があったものと思われま。

次の2 ページをお開きください。

この資料につきましては、県内13 市の特別交付税の交付状況を記載しております。着色している部分が大仙市の数値であります。令和2 年度の特別交付税の交付額として、県内では横手市、秋田市に続き3 番目の交付額となっております。資料下段には特別交付税の各年度の推移を記載しておりますので後ほどご覧をいただくようお願いいたします。

資料1 ページに戻ります。

20 款、繰越金は2, 170 万円の補正であり、これで令和元年度の実質収支額の全額を計上したこととなります。

一番下、22 款、市債でございますが、これは減収補填債の発行でございます。減収補填債につきましては、基準財政収入額の算定基礎となった収入見合額と実際の税収の差額分を地方債として発行できる制度であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い大きく減収となった税目があったことを受け、地方税における特例措置が講じられ、当市では地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税を追加税目として1 億 1, 222 万 5 千円の市債を発行するものです。なお、市債の元利償還金につきましては、地方消費税交付金の従来分とたばこ税分は75 パーセント、地方消費税交付金の引き上げ分と地方揮発油譲与税分は100 パーセント、この額が後年度の普通交付税に算入されるということになります。

以上が歳入補正の説明となります。

次に、歳入予算について説明をいたします。

戻っていただいて、主な事業説明書の1ページをご覧ください。

2款1項41目90事業、財政調整基金積立金であります。2年度の特別交付税の確定や地方創生臨時交付金の充当による財源調整を踏まえ、3億5千万円を基金に積み立てたものであります。3月定例会においても4億5千万円を積み増ししており、これにより2年度末の残高は約33億5千万円となりますが、3年度当初予算において3億円の取り崩しを計上していることから、現時点での3年度末残高見込額は約30億5千万円となることとなります。

続いて、事業説明書の2ページをご覧ください。

2款1項43目90事業、地域雇用基金積立金は、5千万円の補正であります。地域雇用基金につきましては、市の重要施策に必要な会計年度任用職員を確保するための財源として積み増しを行うものであり、2年度末の残高は約1億8千万円となりますが、3年度当初予算において約4千万円の取り崩しを計上していることから、現時点での3年度末残高見込額は約1億4千万円となります。

続きまして、3ページをご覧ください。

2款1項48目90事業、地域振興基金積立金は1億円の補正であります。

今回の積み立ては、「農業と食」に関する活性化基本構想に基づくアクションプラン事業の実施財源として積み立てるものであります。2年度末の残高は合計で約29億7千万円となりますが、3年度当初予算において約2億7千万円の取り崩しを計上していることから、現時点での3年度末残高見込額は約27億円となります。

以上、財政課所管の補正予算、専決処分報告につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（後藤健） 次に、高橋財産活用課長。

○財産活用課（高橋学） 財産活用課の高橋です。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。説明に入ります前に、本日同席しております職員を紹介させていただきます。管財班班長の茂木和久主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、報告第4号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号）の専決処分報告のうち、財産活用課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー2-1、主な事業の説明書の4ページをご覧いただきたいと思います。

2款1項51目90事業の公共施設適正管理基金積立金は、積み増し分として1億円の補正であります。公共施設適正管理基金につきましては、今後も増加が見込まれる公共施設の維持補修や施設の解体経費に備えるため、積み立てを行っております。

令和２年度末の残高は約４億６，６００万円となりますが、令和３年度当初予算に約１億２，２００万円の取り崩しを計上しておりますので、現時点での残高見込は約３億４，４００万円となっております。

以上、財産活用課所管分の補正予算専決処分報告につきましてご説明申し上げましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（後藤健） はい。次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課の佐藤でございます。本年度もよろしくお願いいたします。説明に入ります前に、本日同席しております職員を紹介いたします。総合防災班長の藤田勇人主幹です。

それでは、報告第４号、専決処分報告（第２１号）のうち、総合防災課所管分についてご説明いたします。

資料ナンバー２、補正予算書の１６ページをご覧ください。

上から４行目の２款１項１６目１２事業、新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、コロナの感染防止対策に役立てていただきたいことから、１事業所と南外中学校から、合わせて１６万円の寄付がございましたので、これを特定財源へ財源振替しております。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか、ないですか。

はい、ないようですので質疑を終結いたします。

なお、討論・表決については、後ほど、市民部と一括して行うことといたします。

---

○委員長（後藤健） 続きまして、議案第５８号、令和３年大仙市一般会計補正予算（第１号）を再び議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、小松ＤＸ推進課長。

○ＤＸ推進課長（小松大） 説明に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど、舩谷総務部長からもご紹介いただきましたが、４月の機構改革に伴いまして企画部から総務部に移管になりましたＤＸ推進課の小松でございます。当課各種案件につきましては、当委員会においてご審議いただくこととなりますので、今後ともご指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日同席の職員を紹介させていただきます。推進班班長、三浦透副主幹でございます。

それでは、議案第58号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、DX推進課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、令和3年度大仙市補正予算〔4月補正〕の11ページをご覧ください。

2款1項10目29事業、ICT推進費についてであります。244万6千円を追加し、計472万8千円とするものであります。

続きまして、資料ナンバー3-1、主な事業の説明書の1ページをご覧ください。

当課におきましては、「大仙市DX推進ビジョン」を策定し、デジタル技術やデータをフル活用し、これまでの枠組みをデジタル前提とすることで革新的な価値を生み出すことができるまちづくりを進めていくことといたしました。この中で行政改革は大きな柱の一つとして位置付けられており、「将来を見据えた行政サービスの最適化」を「行政サービス改革大綱」における基本方針としております。

さらに、重点取り組みといたしまして、電子申請推進の検討、申請書の簡略化、AIやRPAといった新技術の導入検討などがあげられております。

今後、中長期的な視点を踏まえつつ戦略的な導入に取り組むとともに、新たな日常に向けたデジタル化への対応には、スピードを意識した導入の検討も必要なものと考えております。

事業説明書、項番4をご覧ください。

本案件の一つ目といたしまして、職員が簡単に開発可能な業務システムツールを導入するものであります。これまでは、例えば一般的な申請・交付業務においては、紙による申請書の提出があり、それを表計算ソフトなどに入力し一覧表データを作り、そのデータを使って、紙の通知を作成・発送するといった手順による作業が行われております。

また、電子申請を取り入れたとしても、全ての申請を電子化することは困難であるため、紙による申請との混在を前提とした事務手順の準備が必要となります。このツールを導入することにより、紙による申請と電子申請による一覧表を必要な形で統一することができるようになり、さらにはそのデータを庁内各課で共有して、ほかのデータと自由に組み合わせることもできるようになります。

今後、電子申請により作成されたデータや各課で利用しているデータをこのツールにより、適切に管理・蓄積して新たな利活用に取り組むことで事務の効率化や軽減化を図り、行政本来の価値あるサービスの提供を目指すとともに、ペーパーレス化、電子決裁、

テレワークの推進等、関連するデジタル化への取り組みにも結び付けたいと考えております。

費用につきましては、初期導入費用として30万8千円、行政専用ネットワーク側サービスへの接続を行うL G W A N－A S P 関連経費として138万5千円、10アカウントのライセンス料として10万9千円、必要な拡張機能費用として42万4千円、合計222万6千円であり、財源は一般税源となっております。

二つ目といたしまして、申請の簡略化の取り組みに合わせた、A I－O C R の検証費用の検証費用についてであります。

これは、手書きの申請書等に記載されている内容をA I－O C R で読み込むことで、デジタルデータ化するもので、手入力による作業と効率効率を比較するとともに、読み込んだデータを先ほどご説明いたしました、データベース作成ツールと組み合わせることも可能となるため、今後の業務効率に向けた手段として有効と考えており、そのための検証を行うこととしております。費用につきましては22万円であり、財源は一般財源となっております。

以上、D X 推進課所管の補正予算についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） それでは、議案第58号、令和3年大仙市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

資料は資料ナンバー3、令和3年度補正予算書の11ページをご覧くださいと思います。

2款1項16目12事業、新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、コロナの感染拡大防止のための経費となっております。

昨年、この時期は、品不足であったマスクを購入いたしまして社会福祉施設や高齢者、小中学生などに配布をしてまいりましたが、マスクについては供給体制が安定してきたことから、今年度は感染拡大防止対策といたしまして、手指消毒液のほか、会議室用のパーティション、非接触式体温検知器などを購入し、市の関連施設へ設置することとし、その経費862万2千円を見込んでおります。

また、避難所での感染防止対策として、昨年度に引き続き、パーティションテントや段ボールベッドを購入するほか、停電時の換気対策などの電源確保といたしまして、ガス式の発電機や蓄電器の配備など、コロナ禍での避難対策関連経費として432万8千円を計上しております。

このほか、感染者急増時や緊急事態宣言発令時など、緊急に市民の皆さまに注意喚起

が必要な際の緊急広報関連経費といたしまして、２０５万円を見込んでおります。

次に、資料ナンバー３－１、主な事業の説明書、２ページ目をご覧ください。

３款５項１目８０事業の災害救助扶助費ですが、はじめに資料の訂正をお願いいたします。資料下段の「改善」のところの「②８０代女性」というところがございますけれども、こちらの事故発生日、「Ｒ２」となっておりますけれども、こちら令和３年ですので訂正の方をよろしくお願いいたします。

この事業につきましては、今冬の豪雪により、雪害で亡くなられた４名の方への災害弔慰金でございます。雪害での災害弔慰金につきましては、全国で二つ以上の都道府県で災害救助法が適用となった場合に支給されております。今冬は大仙市にも災害救助法が適用されたことから、必然的に支給の対象となっております。

金額につきましては、合計１，５００万円で、亡くなられた方が弔慰金受給される方の生計を担っていた場合につきましては５００万円となっております。資料の①と④の方が５００万支給の対象者となっております。また、②と③の方につきましては、単身世帯でありましたので受給される方とは生計が別であったことから、支給額が２５０万円となっております。この財源につきましては、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１となっております。

次に資料ナンバー３、補正予算書の１８ページの方をご覧ください。

１１款６項２目１０事業の、消防施設災害復旧事業につきましては、今冬の豪雪により被災した消防関係の２施設の修繕費として、１０２万１千円の補正をお願いするものでございます。対象施設としましては、消防団大曲支団第６分団の小型ポンプ付積載車の格納庫と西仙北地域の水防倉庫でございます。大雪により屋根の軒が折れたことから修繕するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、高橋財産活用課長。

○財産活用課（高橋学） 議案第５８号、令和２年度大仙市一般会計補正予算（第１号）のうち、財産活用課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、ナンバー３、補正予算書の歳入につきましては１０ページをご覧くださいと思います。また、歳出につきましては１８ページを併せてご覧くださいと思います。

今回の補正につきましては、今冬の年末年始にかけて発生した暴風雪被害により破損しました、旧大沢郷小学校の屋根及び窓ガラスの修繕に係る復旧経費につきまして、歳入歳出予算の補正をお願いするものでございます。

10ページの歳入につきましては、21款5項3目15節、共済金の建物損害共済金3,140万円の補正のうち、旧大沢郷小学校に係る建物損害共済金として、727万6千円を補正するものであります。

歳出につきましては、18ページとなります。

11款6項3目10事業、その他施設災害復旧事業費（単独分）としまして、785万2千円を補正するものでございます。

内容についてでございますが、旧大沢郷小学校は平成24年3月末をもって閉校しておりますけれども、平成27年2月より廃校舎の利活用を図るため、株式会社秋田今野商店へ現在、有償で貸し付けを行っております。引き続き、私有財産の利活用を図るため、改修工事に伴う実施設計業務委託料といたしまして57万6千円、それから屋根等改修工事請負費として727万6千円、計785万2千円の補正をお願いするものであります。

なお、修繕経費のうち、改修工事費に係る727万6千円につきましては、市が加入する建物総合損害共済金より全額補填される予定となっております。

以上、令和3年度一般会計補正予算のうち、財産活用課所管分の内容につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 今、西仙の小学校の屋根ど、どごあだりやってけだなだべ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

ちょうど旧大沢郷小学校の校舎の真ん中、ちょっと「くの字」になっている部分がありますけれども、その上の部分の屋根が雪のためちょっと集まってくるような状態になっておりまして、重さに耐えきれずに潰れてしまったというような損害になっております。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（小松栄治） それはまずいいんだけどもすよ。やっぱりあの、貸している方ど借りでいる方どの、その見極め方なし。やっぱり、今の学校ばしでなく、ほかも貸している場合は、建物の、生じてくる恐れがあるもんだがらすな。そのあだりをきちっと借りでいる方にも、今後だすで、話をしなければ、やっぱりこれがらの管理には、まだその雪から何がで起きる恐れがあるので、やっぱり自然災害だからなし。そごだげやっぱり早く雪下ろしするどがというのが、相手方は、借りている方は「私らなば建物借りて、管理は市の方だべ」ど、こう思うのが普通なので、そのあだりよぐ話をしてもらい

だいど。そのあたり一つ、答弁をお願いします。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） もちろん貸し付けに当たりましては、契約の中できちっとその辺の取り扱いを決めさせていただいております。契約の中では、日常の維持補修につきましては、借りている相手方の方で行うと。ただし、災害そのほかの損害、<sup>きそん</sup>毀損等につきましては、こちらの所有者である市の方で修繕等々行うという内容になっております。

ただ、あくまでも空き校舎を活用して利活用を図っているという観点から考えますと、当然修繕の内容によっては、多額の費用が掛かる場合もございますので、そういったところは費用を掛けてまで利活用を図る必要があるのかどうか、あるいはその貸し付けじゃなくて、取得をしていただく方向に向けて、相手方とも協議しながら進めていきたいなというふうに思っております。

○委員長（後藤健） はいどうぞ。

○委員（小松栄治） 私の質問と噛み合ってねな。それは修繕関係のことだど思うんだけど、私は管理のごどについて聞いてらなだすで。それ起ぎた原因が管理不足だと思ふんだな。自分の家であれば、これ危ねなど思えば、やっぱり下ろしたりうんぬんするでしょ。だがらそのあたりを貸している方ど借りでいる方どの間できちんと、やっぱり言うておかなければ、そのことについてどうですかって聞いてらなだ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 小松委員のご質問にお答えします。

すみません、大変申し訳ございませんでした。いずれ今後とも借りている企業さん、それから貸しているこちら側として日常の管理、特に今回大雪による被害がありましたので、きちっと、放置することなく、耐雪、雪の状況を見ながら適切に雪下ろしをしていただけるよう、貸し主としても指導していきたいと思ひますし、貸しているこちらとしてもそういった指導を適宜行っていきたいなと思ひております。以上です。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） 具体的にはすよ、さっきも言つたつたども、貸している方ど借りる方どな、災害の場合なったり、そんな場合はすよ、雪が降ったり雨風なったり、常にそのあたりのごどについて把握してもらわねばできねす。こちらの方はもちろん、市の方ではもちろんだでもな。そのあたりの連携がないので、今みだいにそういうふうになるんだよ。そこをきちっとやってもらいでど。まず、課長はいいんだけど、部長なんただげ。

○委員長（後藤健） はい、答弁をお願いします。舛谷部長。

○総務部長（舩谷祐幸） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

先程来、財産活用課長が申してますとおり、借り主、貸し主、双方のやっぱり協議というのは重要だと思います。またあの、契約書の中にもそういう日常の部分の管理というのも明記されておりますけれども、今回の場合はこの施設ばかりでなく、たくさんの公共施設、これあの想定外の大雪ということで非常に被害を受けた場合があります。

たぶん、小松委員おっしゃられるのは、通常の雪のような降り方であった場合の管理というのは、やっぱりこれは借りた方でやるのが筋じゃないかというご指摘だと思います。だからあの、通常の管理ができていなくて損害が出た場合については、市の方っていうわけじゃなくて、やっぱり借りている方でどうにかするってこともあるかもしれませんけれども、今回の場合はちょっと想定外の大雪ってこともありまして、保険の適用にもなっておりますので、市の方で直すという、そういう措置を取ったことでありますので、今後については、市の方と借り主の方とでいろいろ協議を図って適切な施設の運営をしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） 要望ですけれどもすよ、今後すよ、市の方で大雪対策本部を今年もやったすおな。そうしたならば、貸してる方へそれなりの、これだから気をつけてけれども、我々も見にいぐがらど。こういうものをやらなければ、またぞろになるので、ひとつばしでねして、せっかく大雪警報で対策本部やったったって何にもならねすべ、ただやったったって。なったづぎの、被害起ぎだづぎ行ったったってでぎねもの。そのための対策本部なんだべがらすな。それをきちんと把握しながら、今後やっていただきたいというごどです。以上です。

○委員長（後藤健） はい、ほかに質疑のある方。よろしいですか。はいどうぞ、金谷委員。

○委員（金谷道男） I C Tの推進で、さっき話しあったったでも、紙とやっぱりやらねばだめなのあるべと思うんです。紙で申請してきたもの読み取れるっていうのは非常にいい話だと思って。

ちょっと確認だけでも、このO C Rで今テストするっていうのが、結構O C Rって読み取れねがったり。過去の話はよ、読み取れねでも、今は結構読み取れるようになってる、技術が進歩して読み取れるようになってるんだべな。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○D X推進課長（小松大） はい、今回は「A I－O C R」という名称のものを導入しようと考えております。A Iというと人工知能ということになりますけれども、いろんな文字の形とかを学習して、どんどんそれが、精度が良くなっていくというような仕組み

のものを導入したいと思っておりますので、今後その、読み取った後、あまり直すこともなくそのままデータとして使えるようなそういったものを検証していくということも今回含めての、今回導入ということで上げさせていただいたものでございます。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（金谷道男） へば実際、OCR使って事務処理しているものってなんなんだ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○DX推進課長（小松大） はい、今は税務課の給与報告書、給報、あれを今読み取りやっている、あれぐらいだと思います。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） 私もICTに関してお聞きしたいと思うんですけれども、システム導入して、職員がプログラミング不要でこう、作れるって書いてあるんですけれども、どういうものを作っていくのか、職員がこの技術を利用してどういうのを作っていくのか。

あともう一つは、施設の予約とか、予防接種の予約とか、こういう技術を使ってそういう市民サービスをそのうち展開していくと思うんですけれども、そこまでいくのにどのぐらい掛かるのか、今年度中にできるのか、来年以降になるとか。

今回、コロナワクチン接種の予約、電話だけだったじゃないですか、大仙市の場合。9時からの電話で、みんなスタンバイしているらしいですよ。一斉スタートみたいな。これが今度こう一般市民となると、9時の電話予約ってなると普通に働いている人だとほとんど無理な感じで、こういうふうな一つ一つのサービスが時間を問わなくできるように、どんどんこのICT化、進めていただきたいと思うんですけれども、そういう計画とかあれば教えてください。

○委員長（後藤健） はい。

○DX推進課長（小松大） はじめに、ご質問いただいたツールの導入の件でございます。

最初の説明の中で、データをいろいろと組み合わせてというお話をさせていただきました。まず現状、役所の中の各課でいろんな情報を持っています、データを持っています。それを全て一つのところ、一つの場所といいますか、職員がみんな入っていける場所で自由に組み合わせをして、いろんな今後の各課の施策に活用することができると。

なかなかちょっと例えが難しいんですけれども。例えばですね、何かしらの申請のデータと、農政の方のデータと組み合わせてそれを活用して農家さんの情報提供に使うだとか。そういった、今まででいえば、何部、何部、それぞれ単独で、それぞれの施策に使っていたようなものをいろいろ組み合わせて使うことができるということで、方向性はいろんな方向に向かっていけるのではないかなというふうに考えています。

このツールの導入された後ですけれども、いずれ職員の中でですね、使い方についての講習を行いまして、有効活用したいということで考えております。

そして二つ目、いろんな予約とかそういったものについてですけれども、まさにこれは私どもDX推進課の方で、全市的なところで向かっていく方向性の中の一つとは考えておりますけれども、ただしやっぱり具体的な、どの申請をいつまでどのようにやるっていうのは、はっきりとした期限というものは、ちょっとお答えできない部分もございますけれども、いずれ今回は、デジタル課に向けては国の方でもどんどんデジタル化していきなさいというようなものも出ておりますので、それがですね、こちらの方にも下りてきてですね、国と同調した施策の方を進めていきたいと思っておりますので各種情報の収集には今後努めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） はい、ないようですので質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については、この後、市民部と一括して行うことといたします。

ここで、説明員の交代に伴い、暫時休憩といたします。

---

（休憩 午後0時18分）

（再開 午後0時20分）

---

○委員長（後藤健） 当局の準備が整いましたので、これより審査を再開いたします。

すいません、はじめに、先ほどの税務課の質疑のところで、佐藤委員の方から軽自動車の電気自動車の件で質疑ありましたけれども、その件で訂正があるそうなので答弁を求めます。和田部長。

○市民部長（和田義基） すみません、先ほどの電気自動車の所有者ということでありましたけれども、先ほど「なし」と申し上げましたけれども、実際は5台あります。

訂正をさせていただきます、申し訳ありません。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） ごめんなさい。一般市民の間で、企業だとかで使われている5台っていうのは、市民の中に広がっているもんなんですか。企業だとか役所だとか、電気自動車を使っている部署の特徴について教えてください。

○委員長（後藤健） はい、和田部長。

○市民部長（和田義基） ご質問にお答えいたします。

個人の所有になっているのが3件でございます。あと、企業、有限会社、それから役

所で1台ありまして、役所のものはリースになっておりまして、個人が3台と、企業が2台ということになります。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） それでは、この件を終結いたします。

---

○委員長（後藤健） それでは、報告第4号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第21号））を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健） 続きまして、議案第58号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第1号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時23分 閉会

---

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和        年        月        日

総務民生常任委員会委員長        後    藤        健